

「ロータリーの綱領」の和訳について 2

「綱領の和訳」の問題点の ハイライトを企画して

綱領等翻訳問題調査研究小委員会

委員長・第 2690 地区パストガバナー 鳥居 滋

『ロータリーの友』2011 年 2 月号に「綱領の和訳」について、昨年 11 月開催のロータリー研究会の「第 6 セッション」での討議内容のあらましを書いている。それらは、「綱領の和訳」について、全クラブを対象にしたアンケート調査の結果をコアとしたセッションの骨子である。

その文末に綱領等翻訳問題調査研究小委員会の調査研究活動の一端として、「綱領の和訳」について、そのハイライトとなる「the object of Rotary」、「the ideal of service」、「文法的解釈の問題」、「現定款英文綱領 Object の成立過程」についてのレビューの公開を予告した。これらのレビューを全国のロータリアンと共有することによって、「綱領」（標準ロータリークラブ定款第 4 条）の和訳に関する問題が、

より好ましい「正訳」の出現に向かっての一步となることを期待している。

現在小委員会では、「正訳」についての意見交換の中で、「正訳」と判断する拠り所として、その「必要条件」は、1. 英語文法にかなっていること、2. 日本語の語彙の選択が適切であること、の 2 点を挙げており、また、「必要かつ十分条件」としては、上記の 1、2 の「必要条件」を満たし、かつ、3. わかりやすい日本語になっていること、ではないかとしている。

そして、これらの「必要かつ十分条件」を満たす前提として、ロータリーの定款がで上がるまでの英語条文の変遷を理解していること、および今日の英語に堪能な人（専門学者、実業家等）複数の校閲をうけることも話題に上がっている。

今回のレビューは、これからの「綱領の正訳」に向けて、ロータリアン各位との意見交換や小委員会の活動の根底に置くべき共通の拠り所として生かしていきたいと考えており、諸賢の積極的なご提案やご助言を期待したい。

リークラブの理想は、倫理的なものであって公共社会の利益と一致するものである」と記載しているが、それは the ideal of the Rotary service ではなく the Ideal of Rotary Club であった。

さらに、Glenn C. Mead, 1912 - 13 年度の国際ロータリー・クラブ連合会会長（現在の国際ロータリー、RI）の述べた service の概念・理念（奉仕）が、1934 年に出版された『The Rotarian』に載っている。それはパスト会長のパナーの下に Mead が理解した serve する Service の解釈である。

1927 年、Vivian Carter が出版した『The Meaning of Rotary（『ロータリー解析』田中毅訳）』の目次に The Ideal of Service が載っており、ポール・ハリスが 1935 年に出版した『THIS ROTARIAN AGE（『ロータリーの理想と友愛』1936 年・米山梅吉訳）』の中でも、Vivian Carter の著書の The Ideal of Service に触れている。しかし、ポール・ハリスは the Service Ideal にし

ている点は興味深い、これは同じ意味・解釈と考えてよさそうである。

一方、日本のロータリーでは『ロータリーの友』1971 年 2 月号に 10 人のガバナー、パストガバナーが「奉仕の理想」とは」をテーマに意見を述べた記事がある。綱領の「奉仕の理想」とは、どういう意味なのか、生活への適応とは、どういう意味なのかについて、各人が述べているが、各人とも Ideal of service を「奉仕の理想」という訳で語っている。要約すると Ideal には「理想」、「模範」、「観念」、平たく言えば「気持ち」という意味もあり、「思いやりの気持ち」と理解したらどうか、などであるが、Service above self（原文）との比較論であったり、「奉仕という理想」論であったり、「相手の身になって物事を考える、他人への思いやりが奉仕の根本であり、人間の心の中にもっている美しいものを出し合い、お互いを信頼し、より豊かな人間関係によってよりよい社会をつくる願ひである」という展開であった。

1987 - 88 年度の RI 会長チャールズ C. ケラー氏は、「the ideal of service」は、組織を束ねる真の結びつきであり、奉仕とは、単に良いことをするだけでなく、真に人々を援助することを意味する。異なった言語を話し、異なった食べ物を口にし、異なった衣服をまとい、異なった方法で崇拜する人々のいる世界では、強力なつながりが必要であり、これが the Ideal of Service であると位置づけているが、ロータリアンが心から追従するのは「超我の奉仕」という理想であると述べている。

私は Ideal of service の日本語訳ということで、歴史的にいつから使用されたかを調べた。邦文の『手続要覧』が出されたのは、1956 年である。

「The Object of Rotary」の 日本語訳

綱領等翻訳問題調査研究小委員会委員

第 2650 地区パストガバナー 橋本 長平

原文では「The Object of Rotary is……」と記載されており、これまで、「ロータリーの綱領」という日本語に訳されてきました。しかし、「綱領」という単語自体が、今日では（ひょっとしたら昔から）非日常的な単語であるために、その単語の意味が必ずしも明白とは言い難く、人によってその単語から受ける印象は違っていたものと推測されます。

ある辞書で引けば、「綱領」は、「団体の方針などの

基本を示したもの」と説かれています。しかし、「綱領」という用語自体がもはや現代語とは言い難く、敢えてこれを現代文で書かれている標準ロータリークラブ定款に使うとなると、かえって権威が出て、重みがあるようにも思えてきます。多分、「綱領」という訳語を支持するロータリアンは、その一種の権威の重みが大切だと考える人たちだと思われま

す。今日、初めて訳を付するのであれば、「The Object of Rotary」は「ロータリーの目的」と訳するのが自然なような気がしますし、わかり易さから言っても、「ロータリーの目的」とする方がよいと思います。

定款というのは組織の根本原則（組織法）でありますから、法律学的に言えば、組織法は組織を規定する最低限の要件としての「名称」「所在地」「目的」「構成員の資格」等々を規定しておかなければならず、「object」は上の「目的」に該当する用語ということになります。

ならば、一層わかり易い「ロータリーの目的」を訳語に選んでみたらどうかということになり、この考え方を支持するロータリアンも多いことと思いますが、「綱領」派からは今まで長年にわたって「綱領」で使い慣れてきており、過去の文献上も「綱領」という用語を使ってきたのをどうすればよいのかと反論が出てきそうあります。

その上、「The Object of Rotary」という用語は、国際ロータリー（RI）定款第 4 条にも使用されており、この箇所を「ロータリーの目的」と訳すことになれば、今度は RI 定款第 3 条も訳し直さなければなりません。第 3 条は、「Article 3 Purposes」の表題のもと、「The Purposes of RI are……」となっており、日本語版では「第 3 条目的」の表題のもと、「RI の目的は……」となっているからであります。第 3 条、第 4 条とも「目的」になってしまいます。この点の調整をどうするかが今後の課題と言えま

クラブ定款第 4 条の 文法的解析と問題点

綱領等翻訳問題調査研究小委員会委員

第 2630 地区パストガバナー 岩本 忠

日本語訳する際の問題点を文法的立場から検討するのが、私の担当分野です。文法的というのは、語句と語および語要素の関係をいうことになりませんが、この条文の場合、統語構文法、意味修飾関係（united などの分

詞関係を含む)、語意に関わる名詞の素性、意味論、さらには文体論が関係してきます。

第4条は語数が109の小文であり、基本構文は単純にSVOで、前文のto encourage and fosterが動詞で以下の第1～4項をそれぞれ目的語としています。問題は第2項の冒頭high ethical standards in business and professions; が複数で定冠詞も不定冠詞(英語には複数不定冠詞はないが)もなく無冠詞であるために、他の行のthe recognition..., the dignity...などと、あるいは他の1、3、4項のthe を付けた主要名詞(The development, The application, The advancement)と同列にあるのが明確ではありません。

動詞や名詞を並列で示す文体(to encourage and foster; business and professions; Rotarian's personal, business, and community life)も他言語には訳し難いところで、これが性・数・格の語尾が付く言語(ドイツ語、ギリシャ語、ラテン語)ならば修飾関係は明確となりましょう。

ロータリーは近年、business and professions のほかにも会員資格条件が緩和(第7条第1節)されましたが、この第4条原文はいかがなりましょうか。

英語の特性である、語形の平準化(屈折語尾がないこと)は、意味のあいまいさをきたします。それを補うのが名詞の可算・不可算の区別ですが、これとて各語詞に固有のものではなく、個々の用例によりその場で決まる結果論的基準です。through a world fellowship は/a/が付くから可算でしょうか:「一つの世界的な団体」(?). では、as an opportunity for service の/an/ は「たかさんのサービスの機会があるがその内の一つとして(限定的用法)」「個々のロータリアンの職業を尊重する」のでしょうか。

そして重要問題の「object」と「service」と「ideal」の語意は文脈と条文用語と意味特定化が加味されなければ、訳文はぎこちない日本語文になってしまいます。それぞれに詳しい方々に論議をお願いして、素晴らしい決着点を見いだしていただきましょう。

特に「object」について、具体的個別的な目標というpurpose(s)と比べて、objectには、より基本的抽象的な意味合いをもつ語感があります。従って、objectは「基本目的」とし、purpose(s)は「目的・目標」としては、いかがでしょうか。また、「綱領」は本来、団体の活動目標・方針・方向を「箇条書きにして掲げたもの」であるはずで、その内容は二次的に映し出されたものです。「綱領」と「目的・目標」とは次元の異なる用語です。

言語の比較を探究する立場からの感想を述べるならば、この英語文は、記念すべき条文でありながら、韻文体でなく、語の羅列が多く、語句配置が不均衡です。この際に原文そのものを改定して、表現を単純明確、意味深淵にして、さすが名文と言えるものを期待しましょう。

ロータリー定款 Object の成立過程

定款第4条問題検討委員会・委員長
山片 重房 (東大阪みどりRC)

1922年の条文各項の歴史

ロータリーの国際機構が“国際ロータリー(RI)”へ移行した1922年の定款第3条に、6項目からなるロータリーのObjectsが提示された。

1922年、RI移行時に制定された定款 Objects 条文

The objects of Rotary are to encourage and foster:

- 1.The ideal of SERVICE as the basis of all worthy enterprise.
- 2.High ethical standards in business and professions.
- 3.The application of the ideal of service by every Rotarian to his personal, business and community life.
- 4.The development of acquaintance as an opportunity for service.
- 5.The recognition of the worthiness of all useful occupations and the dignifying by each Rotarian of his occupation as an opportunity to serve society.
- 6.The advancement of understanding, good will ,and international peace through a world fellowship of business and professional men united in the Rotary ideal of service.

1935年の条文改定

1935年の国際大会で、定款Objectsが下記のように改定されたが、この頃は、第二次世界大戦へ向かって国粋主義化が進む微妙な時期でもあって、この条文の変更が国内のロータリー・クラブ間で取り上げられることはなかった。

改定されたObjectsは、冒頭に全体をまとめた、よく整った記述があり、それにつづいて4項目が並んでいる。文章の構成様式からすれば、1922年のObjectsから大

きく変更されたように見えるが、よく見ると、使われている文字、文言にはほとんど変わりがない。

1935年に改定された定款 Objects 条文

The objects of Rotary are to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster;

1. The development of acquaintance as an opportunity for service;
2. High ethical standards in business and professions (A); the recognition of the worthiness of all useful occupations (B); and the dignifying by each Rotarian of his occupation (C) ; as an opportunity to serve society;
3. The application of the ideal of service by every Rotarian to his personal, business and community life.
4. The advancement of understanding, good will, and international peace through a world fellowship of business and professional men united in the Rotary ideal of service.

即ち、1935年の主文は1922年の冒頭の1行に第1項を合わせたものであり、第1項は1922年の第4項を移したもので、そして第2項は1922年の第2項と第5項を合併させたものである。さらに第3項、第4項は1922年の第3項、第6項をそのまま移動させている。

1951年の条文改訂

1951年に条文の微妙な変更が行われたが、全文が意図するところは1935年のものと変わらない。(原文では項目の1～4をFirst. ～Fourth. と記されているが、ここでは比較のために数字表記にした)

The Object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster;

1. The development of acquaintance as an opportunity for service;
2. High ethical standards in business and professions; the recognition of the worthiness of all useful occupations; and the dignifying of each Rotarian's occupation as an opportunity to serve society;
3. The application of the ideal of service in each

Rotarian's personal, business and community life;
4. The advancement of international understanding, good will and peace through a world fellowship of business and professional men united in the ideal of service.

小さな変更は、第2項の後半の表現法(アンダーライン)と、第4項の単語(アンダーライン)の移動に見られる。その他、第3項でapplication of A to Bというような文法解釈の容易な言葉が、新しい文型に変更されたことを翻訳上でどう表現するかを考えねばならない。

さて、主文の中の主語(Object)と述語(is)が単数になったことについては、すでに国内でさまざまな解釈がなされているが、次のように考えると理解が容易になる:

この定款第4条(成立当時の第3条)は、文頭から文末に到るまで途中にピリオドの無い一つの文章である。その主語、述語が単数でありながら、～すること(to encourage and foster)という文字が二つ存在している。

このような不思議な文章が英語として成り立つのは、二つの“すること”の内容が全く同じである場合を除いてあり得ない。即ち、初めの目的語(the ideal of service)と2度目の目的語(4項目)とが同じ内容であり、後者は前者を詳しく説明しているのである。

この文章をわかりやすくするために1935年にアンダーライン部分が追加された。その中のin particular(詳しくは)と、セミコロン:(即ち)の文字・記号の意味を正確に捉えると、文章の前後関係が理解し易くなる。ところで近年、単語menの性差別問題からpersonsに変えられたのは周知のとおりである。

この記事の中で定款Objectの歴史変遷についてまとめた。歴史を通した検討が現行翻訳版「綱領」の内容を再検討するきっかけとなることを願っている。

ご意見、ご質問は……

第2690地区ロータリー財団事務所
〒700-0902 岡山市錦町1-8 岡山県木材会館2階
TEL.086-221-2690 FAX.086-221-2691
E-mail torii2690@cotton.ocn.ne.jp

本誌では誌面の都合上、各委員のレビューの一部だけを掲載しました。全文につきましては、『ロータリージャパン』www.rotary.orgに掲載しています。コンピューターをお使いにならない方のために、印刷用のファイルも掲載しました。